別冊１

佐賀県漁業調整規則の一部改正について

● 規則の一部改正の内容に関し、第 22 期第 34 回委員会（R６.11.8）に諮問

● 委員会から、異議がない旨の答申

● 当該改正内容を、農林水産大臣の認可日（R7.4.7）より前（R6.12.27）に、誤って、県公報に掲載・公布していた。

そのため、農林水産大臣の認可日以降で公布をやり直さなければならない状況となっている

● 公布のやり直しの方法として、次の手続き①と②により行う

① 一旦「一部改正する前の内容」に戻す改正を行う

② 再度、R６.11.8 に諮問した内容と同じ改正を行う

※ 農林水産大臣の認可を受けて改正する規則の内容に、刑法の改正に伴う文言の変更が含まれていることから、5 月中に再度公布を行う必要がある。（刑法等の一部を改正する法律の施行日：令和７年６月１日）

【規則を再度改正することが、漁業者に及ぼす影響について】

今回の規則改正の内容は、衛星船位測定送信機等による国際的な措置の履行監視等にかかるものであり、これまでも、規則第５０条に基づく衛星船位測定送信機等の備付け命令の実績もないことから、影響はない。